

宇治民部卿藤原忠文怨霊傳承攷

神原 勇介

はじめに

一、当該傳承の古態

二、「富家」の行方と傳承

三、小野宮流の斜陽と靈崇傳承

四、巷説形成の撰理と『源氏物語』

藤原忠文の怨霊化傳承の形成過程について考察する。忠文は平将門の乱の大將軍として従軍したものの恩賞が得られなかった。この決定を公卿議定の場で下したのは後の関白藤原実頼であり、忠文はこの人物を呪うあまり、子々孫々に祟る怨霊となったという。この逸話は、『古事談』をはじめ、中世の説話集の数々に収載されており、『源氏物語』に描かれる出来事の准拠であるとする古注釈も存在する。たしかに、説話の舞台は『源氏物語』の成立を遡る時期だが、説話の形成時期を見極めることなく、『源氏物語』とこの説話の関係を考察することは出来ない。本稿では、各説話集が収載する当該傳承のバージョンの中でも古態と思しき要素を抽出したうえで、①忠文の莊園「富家」が中世的再生を果たした時期の推定、②崇られた側である小野宮一族の衰滅の時期の推定、という二つの要素の検討から、説話の形成時期を十二世紀前半頃と判断した。そのうえで、成立の前後関係や引用被引用関係には拠らない、『源氏物語』と当該傳承との響き合いを看取した。

はじめに

『源氏物語』若菜上巻では、明石の女御所生王子誕生の一報を得た明石の入道が、余生を過ごすためにかねてより占めおいていた播磨国の深山に姿をくらます。その際、都の家族に届けられた手紙に、入道が感得した月日の瑞夢が事細かに書かれていたことは有名であろう。明石の君は光源氏にもこの手紙を見せ、光源氏は、一族の数奇な運命と過去に囁かれた世間の噂を語る。

かの先祖の大臣は、いと賢くありがたき心ざしを尽くして朝廷に仕うまつりたまひけるほどに、ものの違ひ目ありて、その報いにかく末はなきなりなど人言ふめりしを、女子の方につけたれど、かくていと嗣なしといふべきにはあらぬも、そこらの行ひの験にこそはあらめ
(④二二八)

傍線部では、入道が播磨国政に失策し、かつては賢臣たる大臣まで輩出した一族が、無残にも先細る仕儀となった事情を、世間が「ものの違ひ目」の「報ひ」と噂したことが記されている。この「ものの違ひ目」は難解な語句であり、主として、政治的な失脚を指すと見る把握と、靈崇の背景を読み取る立場に別れる。この問題については旧稿で詳しく検討したため、ここでは深く立ち入らない。本稿の

眼目は、上述の両説のうち、主として後者の怨霊の被害を見て取る解釈と関わる。

南北朝期成立の『源氏物語』注釈書、四辻善成『河海抄』では、右の引用場面の傍線部について、次のような付注がなされている。

忠文民部卿将門征伐の大將軍たりけるに勸賞の定ありける時清慎公疑しきをおこなはされと申されたりけるを弟の右丞相刑の疑しきをは行はされ賞の疑しきをは行へとこそあれと申されけれどもつるに沙汰なかりけり翌朝に民部卿右丞相に參して畏申て富家の券契を奉りけり家に歸りて手をにきりて立たりけるか十指の爪手のこうまで生出て血は紅をしほりたるやうにて(思)死にけりやかて悪靈となれり其故にや清慎公子孫は末なくなりて小野宮も他家へ伝けり(云々 若此事歎)

〈旧記に見ゆ〉

右の注記では、平将門の乱鎮圧の論功行賞の議定の際、征東大將軍の任にありながら、戦地へ到着する前に乱が鎮定してしまったために何ら武功が無かつた藤原忠文の論功に関わる説話が紹介されている。「清慎公」すなわち藤原実頼は、忠文の勸賞に消極的であつたが、弟の「右丞相」師輔は積極的に賞しようとした。結局、忠文には昇任も加階も無く、議論の帰趨は実頼に軍配が上がつたことになる。

問題は、傍線を付した説話の後半部分であろう。遠く關東の戦地へ遠征するも、何ら得るものが無かった忠文は、自身の明暗を左右した実頼・師輔兄弟に、怨恨と感謝で報いることになる。師輔には、自身の領有していた莊園「富家」を寄進し、実頼にはその子孫まで悪霊となつて祟つたという。それゆえに、実頼を祖とする小野宮流は、子孫衰亡の憂き目にあい、一族にとつて重要な邸宅たる小野宮邸も、他家の所有に帰することとなつた。以上の伝承を、以下、当該伝承と称する。

藤原忠文（貞観一五年（八七三）出生／天曆元年（九四七）卒去）は藤原式家出身、右に記した将門の乱鎮圧の征東大將軍の他、藤原純友の乱のために征西大將軍の任にもあたつた。そのためか、武人の面影を伝える説話が複数残る。極位極官は正四位下参議兼民部卿であり、『公卿補任』によれば、兼帯の民部卿以外は将門の乱以前の官位に据え置かれている。怨霊云々の真偽はどうあれ、忠文が将門の乱の論功行賞に漏れたことは歴史的事実と見てよい。『大和物語』六九・七〇段には、忠文が乱平定のために關東に下向する途上の逸話も残されており、武功を立てられなかったものの当時六八歳の老骨に鞭打つて長距離の遠征に従事した忠文の労苦は、遂に報われなかったことになる。その点で当該伝承が形成されていく余地は十分にあつたも

のと言えよう。

当該伝承は鎌倉期以降の複数の説話集等に見える話だが、事の発端となつた将門の乱をはじめ、忠文・実頼・師輔などは皆一〇世紀半ばの事件、ないし、人物である。『河海抄』の注記末尾に「若此事歟」とあるように、『源氏物語』がこの説話を下敷きにして明石一族の前史を創作したと主張するつもりは、四辻善成にはもとより無かつたろう。中世の『源氏物語』読者が作品読解の参考に資するための参考例の類だつたものと思われる。

ただし、善成自身の主張はどうあれ、当該伝承が『源氏物語』成立より遡る一〇世紀半ばを舞台としている以上、現代の我々にとつては、作品考究の資料として活用する可能性が残されていよう。たしかに、崇られたとされる実頼は賢臣の印象が顕著な人物であり、その実頼が、議定の場での発言を契機に末代まで怨まれる仕儀となつたという当該伝承は、「いと賢くありがたき心ざしを尽くして朝廷に仕うまつ」つたと語られる明石の入道の父大臣が、「もの違ひ目」で「末はなきなり」なる末路を辿つたという物語前史によく合致する話ではあつた。その点で、『源氏物語』の素材研究の観点から見ても、当該伝承は非常に魅力的な資料であつたことは間違いない。

そうなると、当然気にかかるのは当該伝承の成立時期や

背景であつたらう。忠文の卒年天曆元年（九四七）が成立の上限であることは動かないが、文章化されて説話集の類に見えるようになるのは、一三世紀初頭成立とされる『古事談』が初出である。後述するように、『古事談』以前の散文文献に見えた説話であつた可能性は高いし、書承される以前に口承の巷説が存在した可能性もある。当該伝承が成立した時期を絞り込んで行くことが叶えば、『源氏物語』研究の資料としての当該伝承の価値を測定することが出来るよう。

当該伝承を俗説として一蹴する立場²や、成立時期を説話の舞台となる一〇世紀半ばまで遡らせる立場³、同時代まで遡及出来ずとも「早くから成立して、いたとも考えられる」とする立場⁴など、当該伝承の成立背景は未だ検証の途上の段階と言つてよい。

本稿は、当該伝承の成立時期として蓋然性が高い範囲を可能な限り絞り込むことが目的である。その過程で、当該伝承の各種異伝から、説話の古態を推定し、史実や周辺資料の分析を経て、説話の成立背景にも触れることになる見込みである。見通しの結論を述べるならば、当該伝承の成立時期は一一世紀後半から一二世紀前半である蓋然性が高いと考えられ、少なくとも『源氏物語』が創作上の素材として用いた可能性は皆無と言えそうである。その一方で、

そうした事柄とは次元を異にするところで、当該伝承と『源氏物語』の共通性を指摘しうるものと思つている。

一、当該伝承の古態

当該伝承は、文献上の初出である『古事談』を始めとして、鎌倉期の諸書に散見されるが、伝承の形成時期を云々する以上、諸文献所載の各説話を比較検討し、伝承としての古態を問わねばなるまい。説話のバージョンとして、以下に挙げる四系統に大別されると見て良さそうである。

A、『古事談』〔広〕

忠文卿勸賞沙汰之時、(a) 左大臣被定申云、疑ヲハ勿質云云、右大臣被申云、刑疑ヲハ勿質、賞ノ疑ヲ許之トコソ候ヘト被申ケレトモ、依被左府申詞、遂無其沙汰云云、(b) 忠文依畏申此事、後日奉富家之券契於九条殿云云、(c・d) 小野宮殿ヲハ結怨心誓失子孫、永成靈云云、(二九四)

B、『古事談』〔略〕

忠文卿勸賞〔将門謀將軍〕沙汰之時、(a) 小野宮殿闕白疑シキ勿質依被定申不被行云々々、其時九条殿刑疑ヲハ勿質、賞疑許セトコソ侍レト被申ケレト、遂不被行云々々、(b) 依畏申此詞、後日奉富家之券契云々々、

(同前)

C、『平家物語』読み本系（延慶本）

于時勸賞被行上平太タリシ貞盛忽ニ平將軍ト被仰下
 (a) 其時陣座ノ作法左大臣実頼小野宮殿右大臣師輔
 九条殿此外公卿殿上人座烈シ給タリケルニ九条殿申サ
 セ給ケルハ大將軍ス、ムテ襲来テ朝敵ヲ平クル事ハ、
 左右ニ及ハネトモ後陣ニ副將軍ノ後ニ襲来ヲ憑シク思
 ニヨテ合戦ノ思モ弥猛也而ニ貞盛一人ニ勸賞ヲオ被行
 事忠久無久無本意存候ワムスラム大將軍ノ程ノ賞コソ
 候ワストモ少シニヲウタル賞ヤ忠久ニ可被行候ラムト
 度々申サセ給ケレトモ小野宮殿サノミ勸賞行ワレ候ワ
 ム事無下ニ念ナク候ナムト申サセ給ケレハ民部卿忠久
 ノ章ハ遂ニ被行サリケリ (d) 忠久忽ニ怒ヲナシテ内
 裏ヲ罷出ラレケルニ天モ響キ地モツクルハカリナル大
 音声ヲ捧テ小野宮殿ノ末葉永ク九条殿ノ御末ノ婢トナ
 シ給ヘト旬テ手ヲハタト打テ左右ノ手ヲニキリ給ケル
 十ノ爪二三寸計ニ目ニミス／＼ナリテニキリ通シタリ
 ケレハ見モヲヒタ、シ紅ヲ絞リタルカ如シヤカテ宿所
 ニ帰テ思死ニ死テ悪靈トソ成ニケルサレハニヤ (c)
 果テ小野宮殿ノ御末ハ今ハ絶ハテ、自ラ有人モ数ナラ
 ス (e) 九条殿ノ御末ハ今マテ撰政絶サセ給ワス小
 野宮殿ノ御末ハ皆九条殿ノ婢ニソ成給ニケル

D、『平家物語』語り本系

貞盛、秀郷に勸賞おこなはれる時、忠文滋藤にも勸
 賞あるべきかと、公卿僉議あり。(a) 九条右丞相師
 輔公の申させ給ひけるは、「坂東へ打手はむかうたり
 といへども、将門たやすうほろびがたきところに、こ
 の人共仰せをかうむつて、関の東へおもむく時、朝敵
 すでにほろびたり。さればなどか勸賞なかるべき」と
 申させ給へども、其時の執柄、小野宮殿、「うたがは
 しきをばなす事なかれと、礼記の文に候へば」とて、
 つひになさせ給はず。(c・d) 忠文これを口惜しき
 事にして、「小野宮殿の御末をば、やつこにみなさん。
 九条殿の御末には、いづれの世までも守護神となら
 ん」とちかひつつ、ひじににこそし給ひけれ。(e)
 されば九条殿の御末はめでたうさかえさせ給へども、
 小野宮殿の御末にはしかるべき人もましまさず、今は
 たえはて給ひけるにこそ。(2)四〇七〜八
 『古事談』所載の説話は『河海抄』の注にかなり近いも
 の(A)と、怨霊化の件りを欠く簡略なもの(B)が存在
 する。『古事談』諸本には広本と略本があるが、右のA、
 Bを両方所載する本も多く、文献自体の諸本分類と説話
 バージョンの広・略は単純な対応関係には無い。したがっ
 て、右では説話自体の分量によってA『古事談』[広]、B
 『古事談』[略]とした。『平家物語』諸本にも当該伝承が

収載されているが、読み本系と語り本系では記述内容に細かい差異が多くある。同根ながらも別個の説話バージョンと考えるべきだろう。他、『源平盛衰記』にも当該伝承を元とする説話があるものの、宇治離宮明神の略縁起を含むことなどから、明らかに後世の増益の産物であると判断されるため、右では挙げなかった。ただし、離宮明神の縁起は当該伝承の形成経緯を考える時、それなりに重要な要素であるとも思われるため、後に触れることになる。また、分析の都合上、各説話に含まれる要素を、

- (a) 「実頼と師輔の論戦」
- (b) 「忠文から師輔へ富家の券契寄進」
- (c) 「小野宮流の末路」
- (d) 「忠文から実頼への怨念」
- (e) 「九条流の繁栄」

の五点に類別し、傍線を引いて示した。

結論から言えば、当該伝承のより古いバージョンはA、Bの『古事談』所載説話と見るのが適当だろう。むしろ、文献上の初出が伝承としての古態を示すとは限らず、後出の文献に、より古層の様相が認められることもあるだろう。ただし、Dには、「礼記の文」云々とあり、この要素は『古事談』所載説話に見えている一方、その引用はA、Bに比べて不完全な観がある。A、Bの引用を簡略化した

結果であると判断される。加えて、C、Dの『平家物語』諸本の記述は(a)要素が将門の乱の戦況を詳しく述べる方向性で分量が増えており、軍記物語のジャンルに則した増補の線が濃い。また、Cにおける(d)要素は、「左右ノ手ヲニキリ給ケル十ノ爪二三寸計二目ニミスノナリテニキリ通シタリケレハ」なる大仰な一節が見える。この点、『大鏡』等に見える藤原誠信の逸話(為光伝 二二八―九)に影響され脚色されていることが明瞭である。以上の諸点から、A、BはC、Dに先だつて存在し、特にDはA、Bの影響下にあると見て良いと判断されよう。

それでは、AとBではどちらが先行する形態だったか。AとBは(c・d)要素の有無が決定的に異なる点である以外、内容レベルではほとんど同様と言える。そうであるだけに、Aから(c・d)要素を削除してBが成立したのか、反対に、Bが増補されてAとなったのか。『古事談』という作品の形成過程にも深く関わる要素と推定されているだけに、軽々に推断するのは躊躇される。

このことを考えるうえで重要と思われるのが、南北朝期の百科事典『拾芥抄』名所部に見える以下の記述であろう。

富家殿フケト〔民部卿忠文家也、小野宮有故不參云云、(也)天台長フケト宴僧都修フケト安鎮法〕

「富家殿」は白河・鳥羽院政期の摂関家総帥、藤原忠実

が宇治に所有した別業である。つまり、『拾芥抄』では、A、Bの説話にも見える、忠文が宇治で営んでいた「富家」と呼ばれる莊園と同一のものと把握している。傍線部を引いた割注部分に目を留めると、「有故」なる意味深長な事由によって「小野宮」「不参」であったという事情が記されている。「小野宮」の箇所を送り仮名が文中の位置から見て不審であること、「不参」の箇所を「小野宮家には故有て伝えられない」と解するか「実頼はその邸に行けず」と見るかの解釈の幅等、種々の据わりの悪さは残る。しかし、全体として、忠文と実頼は「有故」って隔意があったという事柄を伝えていることは動くまい。『拾芥抄』は前述の通り、南北朝期に編纂、あるいは増補改訂が行われた書物であるが、この書が引用する諸文献は平安時代まで遡るものも多く、右の記述の拠って立つ情報源も平安末のものとの見立て¹⁰がある。「有故」の内容を、当該伝承諸説話が伝える(a)及び(d)の要素と同様の内容と措定するならば、忠文と実頼の遺恨とその経緯が、『古事談』に先だつて平安末頃既に、忠文の莊園「富家」にまつわる逸話として流通していたことの徴証とならう。

むしろ、『拾芥抄』と『古事談』に共通する典拠がある場合は話が違って来よう。『古事談』は先行文献からの引用で成り立っているため、鎌倉前期成立の作品だが、説話

の出典となる先行文献は平安末まで遡る可能性が高い。『拾芥抄』の引用文献と『古事談』のそれが同一のものだとすると右の想定は成り立たない。ただし、別業「富家(殿)」の項目に、寄進を受けた師輔ではなく、結局この地と縁が無かった実頼の方が説明に引かれるのは不自然である。『古事談』A・B両者に共通して師輔に富家が寄進された話は出てくるのだから、出典の佚書にその件りがあったことはほぼ確実である。『拾芥抄』の典拠が『古事談』出典と同一のものならば、師輔に寄進された部分に焦点を絞るのが自然ではないか。

加えて、二重傍線部の内容は重要であろう。大原僧都と長冥は藤原頼通の周辺で活躍した天台宗の僧侶である。二重傍線部では富家において「安鎮法」を修しているというが、その記録は他書に見えない。しかし、『阿婆縛抄』所収「安鎮法日記集甲」によれば、延久二年(一〇七〇)六月に宇治平等院にて「安鎮家国法」、「六字河臨法」によれば承暦二年(一〇七八)に富家殿で「六字河臨法」を修しているなど、宇治近辺における活動の痕跡が認められる。後述するように焼亡を経て天喜元年(一〇五三)頃に再建されたと見られる富家において、内裏造営や転居の際に修される「安鎮法」を行っていた蓋然性は低くあるまい。ともあれ、二重傍線部のような『古事談』には見えない独自

記述の存在は、近似する事実を伝える『古事談』出典と『拾芥抄』出典が、必ずしも同一のものでは無かったことを示唆していよう。

だとすれば、目下の問題である(c・d)要素が『古事談』出典の佚書以前に遡る可能性は低くなく、少なくともそれと同時代頃に存在した別の文献に同様の記述があったらしいことは確実である。ならば、(c・d)要素は当該伝承にとって古態を偲ばせる要素であると判断され、ゆえに、AとBではAが先行する形態であると判断されよう。すなわち、当該伝承の古態は、(a)「実頼と師輔の論戦」、(b)「忠文から師輔へ富家の券契寄進」、(c)「小野宮流の末路」、(d)「忠文から実頼への怨念」の各要素を備えた形態であったことが明らかとなる。

当該伝承の古態が既に備えていたと思しい右の各要素のうち、就中、(b)と(c)の要素は、当該伝承の成立時期を推定するうえで重要であろう。なぜなら、(b)は『拾芥抄』にも見えたように、『古事談』以前の古態伝承の時期、既に忠文と実頼の隔意に付随して語られていながら、実頼とは直接関係の無い事柄であり、説話形成上の脚色ではなく事実性の強い要素である可能性があるからである。また、(c)は、小野宮流が「失子孫」という状態に陥らない限り出て来ようが無い話柄であるため、伝承の成

立時期の上限を測定する際に重要な判断基準となろう。以下、(b)と(c)の要素を順次検討する。

二、「富家」の行方と伝承

本節では説話の(b)要素にあたる、忠文の別業「富家」について考察することで、伝承の形成時期を測定する尺度の一つとしたい。

そもそも、「富家」が師輔に寄進されたことは歴史的事実と認定してよいのだろうか。このことは当該伝承に影響を受けたと思しき後続の文献にしか見えず、慎重に考える必要がある。

師輔を祖とする藤原北家九条流は、後々「撰閔家」と呼ぶうる藤原氏の一族の大元になったと言える。院政期の撰閔家首魁に、知足院殿こと藤原忠実がおり、彼が別業「富家殿」(以下、忠文の「富家」と忠実の「富家殿」を区別するためにこの呼称を取る)を経営したことは前述した。彼が語った宮廷社会の故事を、高階仲行が筆録した言談書『富家語』の名称の元にもなっている有名な話であり、この「富家殿」は宇治の地にあった。実は、忠文の「富家」も宇治の地に営まれていたと思しい。忠文の号として「宇治民部卿」なる呼称も見え、忠文が酷暑の折に宇治の別業を訪れ宇治川で納涼した話も伝えられている¹³。同一名称と

言つてよい別業が同じく宇治の地に営まれている事實は、全くの偶然だとすれば出来過ぎており、当該伝承の信憑性を高める重要な材料と言える。ゆえに、忠文の「富家」が師輔に寄進され、それが院政期には忠実まで伝領されて彼の「富家殿」となったとの経路は想定しやすく、(b)要素をほぼ事実だと認定する把握もある。¹⁴

ただし、疑問が無いわけではない。

林南柳樹將軍宅〔深草西岸有一旧墟、臨河有柳兩三株、

人伝天慶征東使終焉之地也、江相公

詩云、只觀小暗宅辺柳、謂此乎。〕

右は、藤原伊周が著した「與諸文友泛船於宇治川聊以逍遙」〔『本朝麗藻』卷下 五九〕と題する詩の中の一句であり、割注部分は伊周自身が詩に付した自注である。傍線部によれば、宇治川での逍遙中、伊周一行が発見した「旧墟」が、「天慶征東使」の領有した別荘だという。「深草」は、ふつう、鴨川左岸の稲荷山西南麓一帯の地名¹⁵。現在の京都市伏見区にある「深草」を関する地名を想定するのが普通だが、次のように、宇治近辺を指したと思われる用例も認められる。

堀河の太政大臣、身まかりにける時に、

深草の山にをさめてけるのちによみける

僧都勝延

空蟬は殻を見つともなくさめつ深草の山煙だに立て

上野峯雄

深草の野辺の桜し心あらば今年ばかりは墨染めに咲け

〔古今和歌集〕哀傷 八三二—二二

「堀河の太政大臣」は藤原基経を指し、その墓所は宇治北部の木幡にある。その基経墓所を、右の例ではいずれも「深草の山」あるいは「深草の野辺」と称していることに鑑みて、伊周自注にある「深草西岸」も、現宇治市内を南東から北西へ向かって流れる宇治川左岸のことと見て良いだろう。「天慶征東使」とは、承平天慶の乱に征東大將軍の任を受けて従事した忠文その人に他ならない。この詩、ならびに伊周自注は、忠文没後、院政期に至る以前の「富家」の姿を伝えている点で意義深い。

ただし、伊周は師輔の曾孫にあたる藤原北家九条流の一員であった。それも、下手な傍流などではなく、摂政藤原道隆を父に持つ九条流本流の血筋である。その伊周が、「人伝」などと、伝聞程度でしか忠文と富家についての知識を有していないことは注意が必要であろう。少なくとも自家、または近い親族に伝領されている莊園を目の当たりにした感想とは到底思えない。これに鑑みると、すくなくとも、平安中期の認識としては、伝承に述べられていたような「富家」寄進の由緒が当の九条流成員の念頭にも無

かったことになるのである。

伊周の生きた時代は、『源氏物語』成立の時期とほぼ重なる。その時代の人々の脳裏には忠文と師輔、あるいは実頼の因縁の逸話は存在しなかったことと思量される。つまり、本稿が目下の関心とする、『源氏物語』の物語形成の素材として当該伝承が活用されていたと認め得るか否かという認識では、後者と判断せざるを得ないだろう。

それに留まらず、当該伝承の成立時期を測定する判断基準としても、右の詩の記述は重要な意味を持つていよう。わざわざ語り継がれるくらいだから、当該伝承生成時期の人々にとって、(b)要素はそれなりに印象深い事柄であったと考えるのが自然である。右の詩の伊周自注にあるように、忠文の「富家」は平安中期には「旧墟」、すなわち、利用する者もない、忘れ去られるに任せられた土地だった。そのような状態の「富家」の寄進の由緒が、巷間に流布して説話化するほどの強烈な印象を有していたとは考えづらい。伝承成立のためには、「富家」が人々の認識の中で、語り継ぐに足る重要な土地として再生していたことが不可欠と言えるのである。

そうだとすると、やはり重要となってくるのが忠文の「富家殿」の存在ではないか。

寅剋富家殿掃地焼亡失、火出自北対女房房、此殿宇治

殿御時、兼房朝臣為播磨守作之、経百余年余日、遂焼亡了、

(『知信記』大治四年(一一二九)十月二十二日条)

右は、当時九条兼実へと伝領されていた「富家殿」の焼亡を伝える記録である。傍線部によれば、忠実に伝領された「富家殿」は、元々、宇治関白頼通の時代に、「兼房朝臣」なる人物が成功で播磨守の官を得るために造営したものだという。藤本孝一氏は、萩谷朴氏の考証¹⁶を参照しながら、この「兼房」なる人物を『天喜二年秋 播磨守兼房歌合』を主催したと思しい藤原兼房であると認定し、「富家殿」の造営は天喜元年(一一〇五三)頃と推定する。先に見た伊周と頼通は従兄弟同士で親族間では同世代と言えるが、十八歳も年齢差があるうえに、伊周は寛弘七年(一一〇一〇)に没している。頼通が活躍したのは伊周没後の時期であった。伊周が作詩した時点では「旧墟」であった「富家」が、平等院の建立など宇治の地に強い関心を持った頼通の時代に復興されたと見ることは可能であろう。その後、頼通の子息師実が摂政だった寛治元年(一一〇八七)五月には宇治御幸の際に白河上皇が「富家殿」に渡御している¹⁷。師実の孫忠実の代まで下っても、種々の遊覧の他、やはり御幸もあり、「宇治川に遊びの舟、歌唱はせて波に浮びなどして、いと面白く遊ばせ給」うたことが、『今鏡』に見

える（「藤波の上」二七四頁）。ならば、本稿が伝承の成立要件と目する、撰関期の「富家」から院政期の「富家殿」への「再生」の時期は、概ね頼通時代以後、忠実時代以前の間、すなわち、西暦で大まかに言えば一〇六〇年代頃から一〇八〇年代頃の撰関末期から院政初期あたりと見ることも可能であろう。この時期を、伝承の成立時期の上限に設定しておいて、大過はあるまい。

一方で、右の想定が成り立つためには説話の（b）要素をそのまま事実と認定する解釈に拠らねばならない。ところが、「富家」と「富家殿」が本場に同一の別業だったか否かは不明瞭な部分が多く、立場が分かるところだった。この点を無視するわけにはいくまい。

先般より繰り返し引用している藤本孝一氏の論説は、まさに忠文「富家」と忠実「富家殿」の同定が眼目であった。藤本氏は、（b）要素は歴史的な事実であり、両「富家（殿）」は同一の荘園を指すと説く。他、杉山信三氏・赤井達郎氏も、藤本氏に先立って当該伝承をほぼ事実に近いと見て、古代宇治の地域史を素描した。¹⁸ 他方、吉村亨氏・黒川直則氏・水田義一氏は、「この忠文の別業がたとえ富家と称されていたとしても、忠実の別業富家とは、直接的に結びつかず、まして同一の場所であるという確証は全く存在しない」と疑問視する。¹⁹ また、『国史大辞典』や、『日

本歴史地名大系』等の歴史地理学事典類では必ずしも両者を同一視していない。²⁰ 最近の『古事談』注釈書でも、両者を同一視することは慎重視され、両説併記の形で付注されることが多い。²¹ 今のところ、両者を同一のものと断言することは躊躇されよう。

この問題を考えるうえで、当該伝承とその周辺の諸伝承を渉猟するに、史の実態の観点では必ずしも同定は困難だった両者の「富家（殿）」が、鎌倉期の伝承的世界観では、同一のものと認識されていたらしい節が窺われることは重要だったろう。

建長四年（一二五二）成立の『十訓抄』には当該伝承が収載されている。これは、第一節に挙げたA『古事談』「広」が出典である可能性が極めて高いが、（b）の件りに目を留めると、「それより代々伝へて、一の人の御領なり」（下 四八九頁）という『古事談』に無い一文が存在する。仮に、伊周が作詩した時代に「一旧墟」とされた忠文「富家」と、頼通の時代に再建されて、兼実の時代に焼亡した撰関家領「富家殿」が同名ながら無関係の土地と見られていたとしたら、右のような一節は出て来ようがあるまい。従って、歴史的な精確性はどうかあれ、伝承的事実の次元では両者の「富家（殿）」は同一の荘園と見なされており、忠文が師輔に寄進して以降脈々と九条流に伝領され

てきた土地と認識されていた可能性が高いと判断されるのである。

ちなみに、『源平盛衰記』巻第二十三には、当該伝承に続いて、「怨霊ヲ宥申ベシトテ忠文ヲ神ト祝奉。宇治ニ離宮明神ト申ハ是也。」と、宇治離宮明神の略縁起が記される。離宮明神とは、菟道稚子等を祭神とする宇治上神社・宇治神社の両社を指すと思われる、現在では宇治神社に程近い場所に忠文を祭神とする「末多武利神社」なる社が存在する（図表1）参照。井上満郎氏は、『源平盛衰記』の記事を引きつつ、小野宮の子孫たちに害をなし恐れられた



【図表1】現在の末多武利神社
(令和三年十月 稿者撮影)

忠文の怨霊が祀られたのがこの社だと説く。『源平盛衰記』は一四世紀を下る資料だし、末多武利神社に至っては存在を確認出来る文献資料も江戸期の地誌を遡ることが出来ない。従って、忠文が離宮明神として

祀られたという略縁起自体の事実性は、むしろ、信用するに足るまい。ただし、わざわざ当地に祀られるに至る以上、忠文と、この地が、強固に結びつくかたちで伝承が根付いていたと見るのが自然であろう。

右の諸伝承に鑑みても、当該伝承の成立と「富家（殿）」の院政期における再生、史料への再登場が、深い関係にあったと判断することが許されるであろう。ゆえに、当該伝承の成立上限は、一〇六〇年代頃から一〇八〇年代頃、撰関末期から院政初期あたりと目測して、小結とする。

三、小野宮流の斜陽と霊崇伝承

次に、伝承の（c）要素である小野宮流の滅亡または衰退について、伝承成立との関連を分析する。

周知の通り、実頼を祖とする藤原北家小野宮流は、関白実頼本人や関白頼忠、右大臣実資のような有力な政治家や、大納言公任のような当代随一の文化人を輩出した一方で、皇族の外戚となることには失敗し、専らそれに成功を収めた弟の師輔一統の後塵を拝する形になった。このように兄弟の明暗がはっきりと分かれた歴史的事実を、当該伝承では朝敵誅滅のために遠く関東まで出征した老将への仕打ちに帰して説明しようとしたわけであり、その構図自体は実に理解がし易い。

ただし、実頼一統が廟堂の首席を他家に譲らざるを得なかつた事実と、忠文への仕打ちが、同時代的に結びつけられて認識されていたかどうかここでは重要であつたらう。河村全二氏は、『十訓抄』収載の当該伝承を「勿論これは俗説」と一蹴し、「実頼の子孫が絶えなかつた事実がある」とする。たしかに、後に系図を参照して確認するように、小野宮流の血族は絶えず後継の男子に恵まれたため、血筋や家筋が断絶した事実は無い。一方、藤本孝一氏は忠文の怨霊化の件りを「後の付加であることはいうまでもない」としつつ、忠文が没後に正三位中納言を追贈されているため、「怨霊説は、早くから成立していたとも考えられる」と説く。

右のうち、藤本氏が根拠に挙げる正三位中納言追贈の事実は重要であろう。なぜなら、当該伝承における忠文と実頼の怨恨は、将門の乱の論功行賞をめぐる発生したものであり、当時参議だつた忠文が褒章に望んでいたのは中納言の地位だと考えられるからである。

加えて、忠文が卒去した天暦元年（九四七）には、小野宮流の血族を悲劇が襲つてもいる。同年六月の忠文没後、十月には実頼女で村上天皇の女御だつた述子が疱瘡に罹患して十五歳で夭折した。当時、述子は懐妊中だつたこともあり、小野宮流の血を引く将来の国母と皇子の誕生が待望

されているさ中における不幸であつた。また、十一月には実頼長子である少将敦敏も卒している。『帝王編年記』は、是民部卿忠文（天慶征夷將軍。）空征東功不昇納言。仍成此害。云々。

と、忠文の怨念のなせる業であつたと評する。確かに、実頼に遺恨がある忠文の没後、わずか半年程度で小野宮流の将来を担う男女子が長逝するというのは、因果関係を疑つてみたくなるのが自然であろう。没した片割れの述子は、天皇の子を懐妊中の皇妃だつたということもあり、皇室にも浅からぬ関係がある。これら小野宮流と皇室を襲つた不幸によつて、忠文が生前望んで果たせなかつた中納言が追贈されるに至つたのだとしたら、それは極めて理解のしやすい宿怨の構図だつたに違いない。

しかし、右の想定には疑問点が多々挙げられる。まず、忠文の中納言追贈は、彼の卒去の当日のことであり、述子と敦敏の死よりも前のことである。だから、両者の間に因果関係は想定しようがない。加えて、右の二人の死没と忠文の因縁を結び付ける言説は、説話等の伝承上も、あるいは史料上も、十四世紀後半成立の『帝王編年記』が初例であることは気にかかる。忠文の怨念が同時代の巷間で囁かれていたとするならば、実頼の血を承け一門の未来を担う二人の死は簡単に結びつけられたに違ひなかつた。しかし、

その形跡が平安時代どころか鎌倉期の資料にすら全く見えないのである。両者の間に伝承的な因果関係の磁力を看取するのはいとも容易だが、まさにそうした分かりやすさゆえに、同時代的な見地から言えば忠文の怨念が流布していたとは判断しづらくなるのである。

ところで、右の述子の死去に恐らく関連すると思われる史料として、実頼の孫であり養子となった実資の日記『小右記』が挙げられる。

観修僧都来云、近会行東宮更衣〔右大将濟時卿女〕

修法、猛靈出来云、我是九条丞相靈、存生之時、或寄

仏事、或付外術、懇切致子孫繁昌之思、其願成熟、就

中小野宮太相国子族可滅亡之願彼時極深、施陰陽術欲

断彼子孫、所期先六十年、其驗已新、今依滅他之思、

受苦極重、拔苦無期、小野宮相国子孫生時、吾必向其

所妨此事、依存生心願、先所期六十年、其遣不幾、彼

時外術今二年許也、其後可難廻此妨術、又此更衣已有

懷任氣、仍所来煩也、為断他同胤云々、今聞此事、覺往

古事、雖云骨肉、可有用心坎、僧都云、忽造大威德尊

可奉帰依者、（正曆四年（九九三）閏十月十四日条）

右は天台僧観修が実資のもとに來訪して語った話である。

当時の東宮居貞親王（三条天皇）の皇妃、藤原濟時女の媾子のもとでの修法の際、傍線部のように、「九条丞相」す

なわち師輔の靈が現れて、自家の「子孫繁昌之思」と、「小野宮太相国子族可滅亡之願」とを語ったという。

この話自体は、疑問をさしはさむ余地が多い。そもそも、小一条流である濟時女の媾子の修法の際に現れたはずの靈が、長々と小野宮流の滅亡の心願を語るのは不自然な話である。引用末尾にあるように、観修の狙いは「大威德尊」の造像を実資に持ちかけることにあったようであり、そのために実資を恐れさせようとして開陳した挿話だったと見るのが自然であろう。一方、不自然な話であるにも関わらず、実資自身が疑問を抱いておらず、それなりに畏怖を感じつつ神妙に話を聞いていることは気にかかる。察するに、実資なりに思い当たるところがあったための反応であり、観修もそれを承知のうえでつけこんだ形なのであろう。

それでは、その実資の懸念とは何だったか。実はそれこそ、先に述べた伯母述子の夭折だったと推測されるのである。師輔の靈が現れたのは、媾子の修法の折だった。媾子は翌天曆五年五月に敦明親王を出産しており、右の記事の時すでに懐妊中だったことは確実である。それに加えて、二重傍線部にあるように、師輔の靈は実頼の子孫が生まれ出ようとするとときに必ずそれを妨害したと述べている。これを聞いた実資は、破線部にあるように「覺往古事」と、過去の出来事を想起している。状況の類似に鑑みるに、

「往古事」とは述子が懐妊中に瘡瘡によって病没したことを念頭に置いていたと見て良いように思われるのである。

そうだとすれば、忠文の死没と同年の出来事である述子の病死は、忠文の怨念ではなく師輔の行き過ぎた自家繫榮の妄執と関連付けられていたことになる。しかも、右の記事は他でもない実頼の養子である実資が記したものであった。当事者一族の一員の認識だけに、右の記事の持つ意義は重い。少なくとも、実資の存命中は忠文の怨嗟と小野宮流の家勢を強固に結びつける認識は、成立し得ないものと考えて差し支えあるまい。実資の薨去は寛徳三年（一〇四六）だから、藤本氏が述べたように怨霊説が「早くから成立した」と考えるにしても、一一世紀半ばを遡るものではないと考える必要はないだろう。

それでは、河村氏の見方に軍配が上がるかと言えば、そう簡単にも言い切れない。

小野宮関白は日記を蜜すによりて子孫なし。九条殿は蜜さしめざるによりてをせ物なり。（三〇六）

右は、忠実が行った言談を大外記中原師元が筆録した『中外抄』の記事である。公卿にとって日記が重要である旨を述べた言談の末尾部分であるという文脈は承知しつつも、「小野宮関白」は「子孫なし」とはつきり述べられているのは注意しなくてはなるまい。この場合の「子孫な

し」は、血筋の断絶を指すのではなく、家勢の衰亡を言ったものと見るべきだが、古代中世の貴族社会にあつては、上流層からのドロップアウトは即座に「子孫なし」と見なされてしまふ出来事だったことが窺える。右の言談の時代には既に、小野宮流はかつての盛栄を失い、「子孫なし」という状態だったことになる。だとすれば、忠文の怨念による実頼子孫の衰滅を予言する当該伝承が成立する余地は、この時代には十分にあつたと考えられるのである。

一方、右の言談には疑問が無いでもない。右の記事の言談時期である久安四年（一一四八）には、小野宮流出身の公卿は一人もいなかったものの、翌久安五年には実頼の末裔である資信が参議に補されている。六八歳の老齢で漸く上達部の末席に列するというのは過往の家勢とは比べるべくもないが、曲がりなりにも議政官に王手をかける人物を擁する一族を「子孫なし」と評するのは、やや手厳しいようにも思われる。

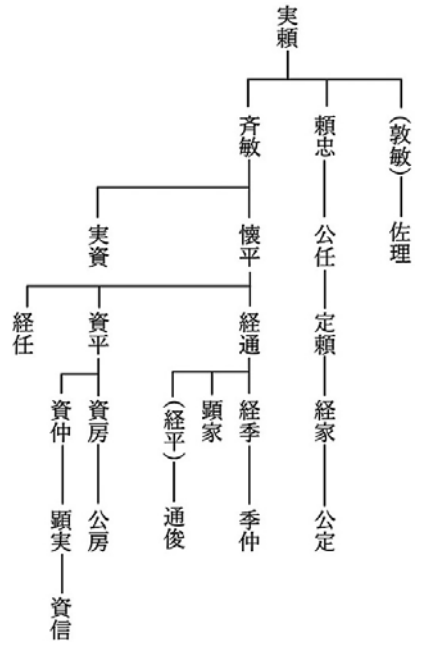
したがって、忠実の右のような酷評には何かわけがあったものと考えるべきだろう。そしてその「わけ」は、小野宮流衰滅の歴史的画期と換言することが許されよう。実資が、忠文の怨霊を恐れる気配が皆無だったことは前述した。実資の薨去は後冷泉朝の寛徳三年（一〇四六）であり、死の直前に出家入道したものの、その時まで右大臣の地位に

あった。執柄ならびに太政大臣に昇った養父実頼や叔父頼忠には見劣りするものの、関白左大臣頼通にも一目置かれて、台閣に重きをなした。彼の薨去当時、甥にあたる資平と経通が揃って正二位権中納言、その下の兄弟経任が従三位参議、資平の子で実資の養子である資房が従三位参議、と上達部の身位を有する一族の成員が四人おり、総帥で三公に列する実資を失ったとしてもまずまず以上の家勢だろう。翌永承二年（一一〇四七）には、経通の子で実資の養子となっていた経季が正四位下参議で公卿の末席に列する。

むろん、小野宮流が順風満帆であったかといえ、そうとも言いかねる。右に挙げた資房は、日記『春記』に政治的不遇感や、経済的不如意を嘆く記事を残している。²⁶家勢の減退は、実資の晩年頃には確実に進行していたと見える。

しかし、その後も、小野宮流は継続的に上達部を輩出することになる（図表2、3参照）。また、資平の孫にあたる顕実が、康和四年（一一〇二）に藏人頭に任じられるに至った際には、五四歳という高齢が問題となったものの、「然而小野宮之末流、名家之後胤也」ということで無事に補任されている。この時点で「名家」とされていた小野宮流が、四十年余り後の前引『中外抄』の言談時期には「子孫なし」と言い捨てられる始末であった。この落差はどこから来ていたのか。

【図表2】 小野宮流男系系図



※同世代にあたる人物群を水平に配置し、議政官未経験者を○で表した。

実は、上述の一二期前半の期間には、小野宮流の没落を印象付けるうえで極めて重要と思われる事件が起きていた。長治二年（一一〇五）に起きた、懐平曾孫である季仲の配流事件である。同年八月三十日以前より、日吉社神人が陣頭に押しかけ、大宰帥季仲、石清水八幡宮別当光清、左衛門尉中原範政の流罪を訴えた。これはもともと、天台宗内部の勢力争いに端を発する大宰府管内における武力衝突に帥である季仲が介入した際、流れ矢が日吉社の神輿を

【図表3】 小野宮流議政官一覽

22	資信	1082—1158	正三位中納言	68	
21	顕実	1049—1110	従三位参議	58	
20	公定	1049—1099	正一位参議	38	
19	通俊	1047—1099	正一位権中納言	28	『後拾遺集』撰者
18	季仲	1046—1119	正一位権中納言大宰帥	48	延暦寺大衆による強訴で周防国、次いで常陸国に遠流
17	公房	1030—1102	正三位参議	37	経任養子
16	顕家	1024—1072	正三位参議	40	
15	資仲	1021—1087	正一位権中納言	48	
14	経家	1018—1068	正三位権中納言	44	実資養子
13	経季	1010—1086	正一位中納言	38	
12	資房	1007—1057	正三位参議	36	
11	経任	1000—1066	正一位権大納言	36	藤原齐信養子
10	定頼	995—1045	正一位権中納言	29	
9	資平	986—1068	従二位大納言	31	実資養子
8	経通	982—1051	正一位権中納言	38	
7	公任	966—1041	正一位権大納言	28	
6	実資	957—1046	従一位右大臣	33	
5	懐平	953—1017	正一位権中納言	46	
4	佐理	944—998	正三位前参議兵部卿	35	宇佐八幡宮神人と闘乱して大弑停止
3	齐敏	928—973	従三位参議	40	
2	頼忠	924—989	従一位関白太政大臣	40	
1	実頼	900—970	従一位関白太政大臣	32	備考

※同世代にあたる人物群を網掛の有無で示した。

射てしまったことから起こった訴えであった。²⁸また、頼通執政期を端緒として散発するようになった寺社強訴事件²⁹の典型例と言つてよさそうであり、『中右記』記主の藤原宗忠は、「帥卿并光清守宣旨捕悪僧、頗不可及過怠歟」と、季仲らに非がないことを認めて、むしろ「諸社神人輒昇神輿不可出神境」という「先年度々」出された宣旨に違背する日吉社神人たちに違法性があると評している。しかし結局は、「神監難量、人力不及歟」とされ、同年十二月二十九日には周防国に配流とされた。³⁰追つて翌嘉承元年（一一〇六）二月十八日には、配所を遠流の常陸国に改められ、それに加えて子息であり殿上人であつた懐季・実明も解官されている。以上が事件のあらましである。季仲は、康和四年（一一〇二）に資房の子息の公房が薨去して以来、小野宮流では唯一の議政官であつた。その後、失地回復を果たさず、季仲は元永二年（一一一九）六月に配所の常陸国で生涯を終えた。³¹

もつとも、一〇・一一世紀には、大宰府高官と在地の寺社等の勢力との衝突は珍しいことではなく、現に、同じ小野宮流の佐理も宇佐八幡宮神人との闘乱事件により、大武を罷免されている。³³しかし、彼の場合は最終的に兵部卿に任官してその生涯を終えており、遠流の末配所に客死した季仲の悲惨さとは比べるべくもないだろう。上述の配流事件の始終は、長治二年（一一〇五）に関白に補任されたばかりの右大臣忠実も、自身の日記『殿曆』に記し留めている。忠実はかつて藤原北家嫡流を誇つた小野宮流が見るも無惨に衰微していく様を、同時代人として目の当たりにしていたと言える。当該伝承と右の配流騒動が結び付けられた形跡は無いため、³⁴季仲配流が即ち靈崇伝承成立の契機とは短絡しがたい。しかし、右のような経緯に基づいて出てきた感想が「子孫なし」という件の言談だった可能性は低くなく、そのような小野宮流の惨状が、当該伝承の重要な成立要件の一つであることは疑う余地があるまい。³⁵

以上のように、当該伝承の成立要件の一つと目される、小野宮流の衰滅は、一二世紀初頭頃にはそのように評して差し支えない状態が出来ていたと考えられる。これは、前章で検討した、「富家」の再注目という事柄が認められる一一世紀後半からもそう遠くない。したがって、両事項が出揃う一二世紀前半頃が、当該伝承の成立する上限であ

ると結論づけられよう。

四 巷説形成の摂理と『源氏物語』

以上のように、説話形成の事情は、説話が舞台とする同時代よりもずっと後代に、摂関家領富豪殿の再生と小野宮流の衰亡という偶然が重なることで、同時代の事実としては大したもめ事では無かったはずの忠文と実頼との遺恨が蒸し返され、それが説話化してしまったというのが実際のところだったように思われるのである。そうだとすると、やはり『源氏物語』若菜上巻の場面を読む上で、当該伝承が物語創作の下敷きにされていたと見る立場は、残念ながら取りづらいつと言わざるを得まい。

しかし、右のような説話形成の事情に鑑みると、『河海抄』が付注した若菜上巻の場面と当該伝承とは、二作品間の影響関係というような次元を超えて強く響き合うものだったと言い得るのではあるまいか。

本稿冒頭に引用した若菜上巻の場面では、明石の入道の父大臣の「ものの違ひ目」により、「その報いにかく末はなきなり」という一族滅亡の事態が出来たと噂される。「かく末はなきなり」とは、大臣の息の入道、その娘の明石の君、さらにその娘の明石の姫君へと、女系の血が脈々と受け継がれることから、血筋の断絶を言ったものではあ

り得ない。そうだとすれば、近衛中将まで務めた入道が、播磨守へと転身するや、国政に失敗して、この一家が地方豪族に身を落としたその過程を評した口吻であったと考えられる。しかし、入道が受領を望んだのは、同じく若菜上巻で明らかにされる月日の瑞夢を感得したことによるのであり（一一三―四）、自身の官途と引き換えに子孫繁栄の未来に全てを賭けたのであって、決して、父大臣の「ものの違ひ目」が原因では無かった。他でもない入道本人が、一族の過去の栄光の象徴として父大臣を度々語っていることがその証左であつたらう。入道の極端な没落が、世の人々の関心を買ひ、その奇異な転身の不可解さを説明するために、父大臣の「ものの違ひ目」が取り沙汰され、巷説として流布したのである。

稿者はかつて、右のように『源氏物語』の冒頭引用場面を位置付けた。つまり、冒頭引用場面は、名族として聞こえた家柄が、子孫の代になつて無惨にも落魄した際、その衰運を合理的に説明するために先祖の言動が原因として求められるという、公家社会における巷説形成の摂理を物語っていたと評せる。直接的には関係しない二つの事実因果律があるかのように見做すことで、目の前の事実を理解しようとする、人間の認知行動としての説話の生成である。

本稿が論じてきたように、忠文怨霊伝承の成立事情も、おおよそ右の通りである公算が高かった。むろん、四辻善成自身にそうした意図があった可能性は高くない。話の筋のレベルでの類似を挙げたにすぎまい。しかしながら、『源氏物語』の文脈理解のために当該伝承を持ち出した『河海抄』の付注は、直接的な影響関係こそ見て取れなかったものの、奇しくも良く似た事情で形成されたと思しき伝承を引き当てていた。説話の形成に係る人間社会の深層に存在する摂理を看破している点で、正鶴を射た指摘であったと評せないこともないように思われる。

引用資料の本文 『古事談』『中外抄』——『新日本古典文学大系』（岩波書店）、延慶本『平家物語』——延慶本注釈の会編『延慶本平家物語全注釈 第二末（巻五）』（汲古書院 平二三）、『知信記』——藤田経世『平記抄（五）』（『校刊美術史料』第四三輯 昭二八 一〇月）、『為房卿記』——『大日本史料』第三編第一冊、『今鏡』——河北騰『今鏡全注釈』（笠間書院 平二五）、『拾芥抄』——『改訂増補 故実叢書』（明治図書出版）、『中右記』——『増補史料大成』（臨川書店）、宮内庁書陵部所蔵九条家新写本『中右記』——『大日本史料』第三編第二冊、『阿婆縛抄』——『大日本仏教全書』（鈴木学術財団）他、特に断りの無い文学作品は『新編 日本古典文学全集』（小学館）に、『新訂増補 国史大系』（吉川弘文館）に拠った。割注は◇で示した。

- 1 拙稿「女系繫栄譚としての明石一族物語」『源氏物語』明石一族物語論（新典社 令四）
- 2 河村全一『十訓抄全注釈』（新典社 平上）
- 3 『平等院と藤原の寺院』（『宇治市史』①）林屋辰三郎他編 宇治市役所 昭四八
- 4 藤本孝一「近衛家領山城国富家殿について」（『歴史地理学会会報』八二号 昭五〇）。以下、同氏の見解を引用する場合はこの論文による。
- 5 川端善明『古事談』解説（『新日本古典文学大系』古事談他）岩波書店 平一七
- 6 注5の論
- 7 底本「長豪」。藤本孝一前掲論文の「長宴」の誤りと見る立場に従った。
- 8 藤本孝一前掲論文
- 9 『新日本古典文学大系』古事談 他』脚注（三九四）
- 10 藤本孝一前掲論文
- 11 藤本孝一前掲論文
- 12 『扶桑略記』天慶三年（九四〇）二月八日条
- 13 『江談抄』第二「忠文炎暑の時に仕せざる事」（五八頁）
- 14 藤本孝一前掲論文、注3前掲論文
- 15 『新版 角川日本地名大辞典』（KADOKAWA）
- 16 『平安朝歌合大成』④（赤堤居私家版 昭三五）
- 17 『為房卿記』寛治元年五月二十条
- 18 前掲注3
- 19 「戦国の争乱」（『宇治市史』②）林屋辰三郎他編 宇治市役所 昭四九。すなわち、『宇治市史』シリーズでは、古代担当者と中世担当者の間で見解の相違が存在することになる。

- 20 就中、『国史大辞典』（吉川弘文館 項目執筆田村憲美）は、藤本論を「参考文献」欄に挙げつつ、必ずしも藤本論を採用していない。
- 21 『新日本古典文学大系』古事談他（注5前掲）、伊東玉美『ちくま学芸文庫』古事談（筑摩書房 令三）
- 22 『平安京と宇治』（注3前掲書）
- 23 現地踏査に基づいて記された釈浄慧『山城名跡巡行志』（宝暦四年（一七五四）成立）に、「マツノキ榎社 在離宮鳥居北一町計。鳥居（南向）。小祠（西向）。傍有榎老木。所祭藤原忠文靈。（忠文見盛衰記・平家物語）」とあり、現在の末多武利神社の様態とはほぼ一致するが、現状では鳥居と同じく社も南面している。「榎老木」は現在ではそれらしき切り株のみが残っている。
- 24 注2前掲書
- 25 渡橋恭子「漢文日記に記された霊の言葉―『小右記』を中心に―」（全国大学国語国文学会第二二四回大会（於國學院大學 令三 一二月一二日開催）における口頭発表）は、師輔による北野天満宮崇敬が、藤原時平の血筋も引いている小野宮流を恐れさせる原因だったと説く。
- 26 『河海抄』が当該伝承の末尾に記す、小野宮第の他氏流失も『春記』は記している。小野宮第や多くの所領は実資女系に伝領されたために、数代後には他氏の所有に帰すこととなった。資房はその点への不満を吐露している。
- 27 『中右記』康和四年六月二十三日条
- 28 『中右記』長治二年十月二十九日条
- 29 坂本賞三『藤原頼通の時代』（平凡社 平三）
- 30 注27と同日条
- 31 宮内庁書陵部所蔵九条家新写本『中右記』同日条。
- 32 田中篤子「大宰帥・大宰大式補任表」（『史論』第二六・二七集 昭四八 九月）
- 33 長徳元年（九九五）十月十七日（『公卿補任』）。
- 34 たとえば、『中右記』前引条では、季仲の倫落の因は「心性不直」あるいは「前世之宿報」にあるとしており、先祖の行状に結びつける意識は見られない。
- 35 実資の存命時と、それ以後の小野宮流の消長は、赤木志津子「撰閨家と小野宮家」『平安貴族の生活と文化』（パルトス社 昭三九）に詳しい。
- 36 注1の拙稿